

R 8 建設業法改定に伴う新機能 運用ガイド

作成者：石田データサービス株式会社

版数：第 1 版

目次

目次	1
1：法定福利費機能の事前準備	2
1.1：大分類名マスタの設定	3
1.2：法定福利費の端数調整	5
2：法定福利費機能の入力手順	6
3：複合単価の事前準備	18
3.1：複合単価の端数調整	19
4：複合単価の変更点	20

1：法定福利費機能の事前準備

ステップ 1．法定福利費の変更点

建設業法の改正に伴い、見積書における労務費等の適正な確保を目的として、
法定福利費・安全衛生経費・建退共掛金の明示が求められるようになりました。

これに伴い、本丸では以下の機能を追加・変更しました。

・法定福利費

従来の法定福利費を算出する機能に加え、法定福利費の明細を算出・表示する機能を追加しました。

・安全衛生経費

積上分または率計算により算出できる機能を追加しました。

・建退共掛金

充当日数(工数)に基づいて算出できる機能を追加しました。

また、算出した法定福利費・安全衛生経費・建退共掛金を、見積書へ記載できます。

労務費とあわせて確保すべき「必要経費」の取扱い明確化

改正建設業法第20条に基づき見積書で内訳明示すべき必要経費の範囲について



○技能者の総合的な処遇を確保するためには、請負契約において、労務費（賃金の原資）だけでなく、一定の範囲の必要経費についても確保されることが必要。

○この際、建設業法における「通常必要と認められる原価」として適正な確保を求めてきた経費（**法定福利費、安全衛生経費、建退共掛金**）について、材料費・労務費と同様に内訳明示の対象とし、適正額を著しく下回る見積り・見積り変更依頼を禁止。**労務費確保に伴うしわ寄せをまずもって防ぐ。**

○また、上記の費目以外にも、事業主は雇用に伴う必要経費を負担しており、賃金をはじめとする労働者の適切な処遇に必要な費用を原資とした価格競争が行われることのないよう、契約当事者間で、その負担について十分に協議することが必要である。

＜工事価格の構成イメージ＞

労務費 ※法定福利費（個人負担分）を含む	材料費	適正な施工に必要な原価として内訳を明示すべき経費 （法定福利費（事業主負担分）、安全衛生経費、建退共掛金）	その他経費 （本社経費、利益等）
---	------------	--	---

法定福利費
（事業主負担分）

○これまで、建設業者に対し、「標準見積書」の活用などにより、法定福利費が明示された見積書の提出と、その尊重を要請

○法定福利費は、関係法令に基づき義務的に負担する経費であり、必要経費として確保する必要

安全衛生経費

○これまで、建設業者に対し「安全衛生対策項目の確認表」や「標準見積書」の活用などにより、その適切な確保を要請

○安全衛生経費は、労働安全衛生法に基づく労働災害防止対策等を実施するための経費であり、必要経費として確保する必要

建退共掛金
（見積もる者が証紙又はポイントを購入する場合）

○これまで、受注者が建設業退職金共済制度の加入事業者である場合は、公共工事、民間工事の別を問わず、工事の施工に直接従事する建設労働者に係る必要経費として、適正な確保を要請

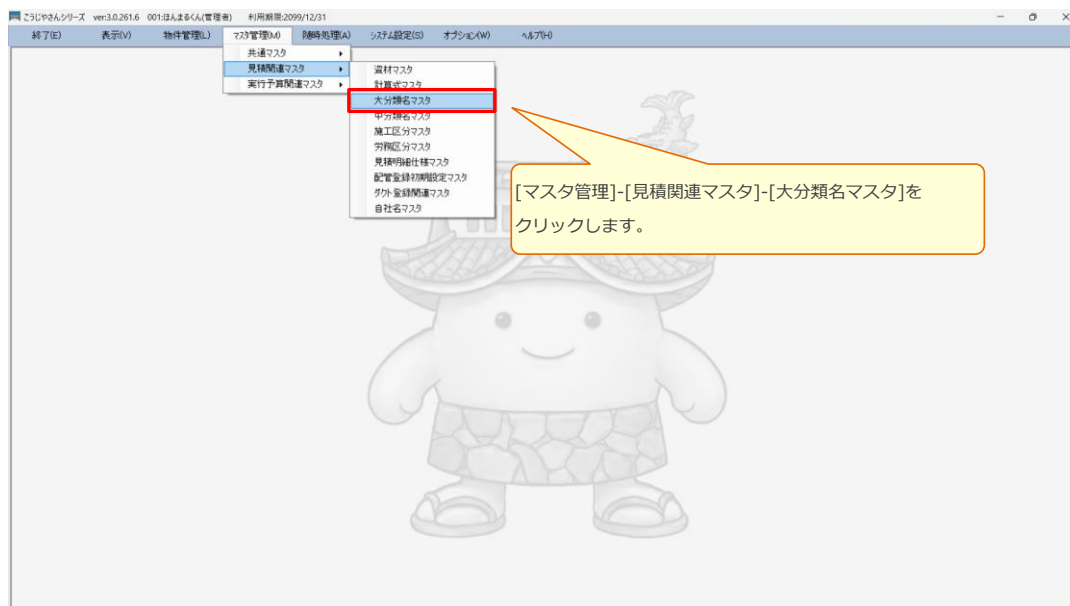
○建退共掛金は、中退共法に基づき建退共制度加入事業者（又は証紙一括購入を委託する元請）が負担する経費であり、必要経費として確保する必要

※ 建退共制度関係事務については、できる限り、元請が受託するよう依頼しているところであり、その運用を変更することを要請するものではない

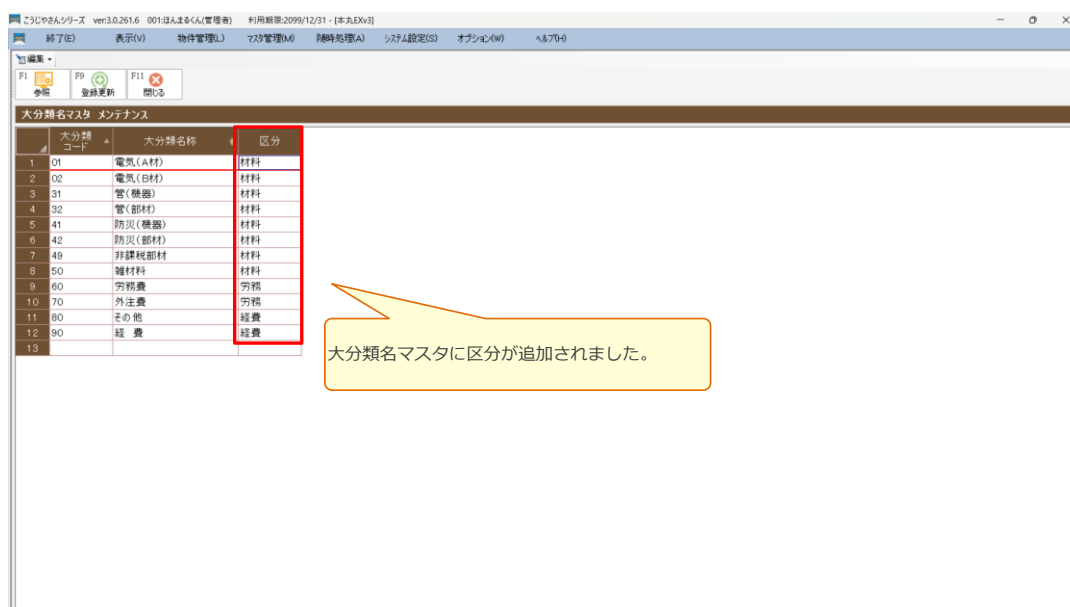
43

1.1：大分類名マスタの設定

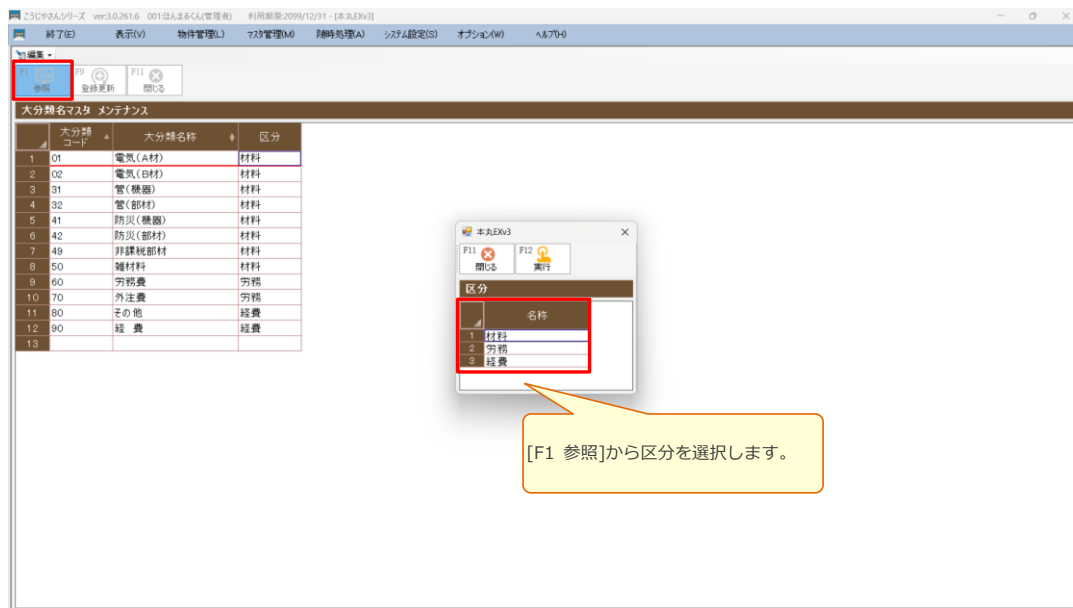
ステップ 1．[マスタ管理]-[見積関連マスタ]-[大分類名マスタ]をクリックします。



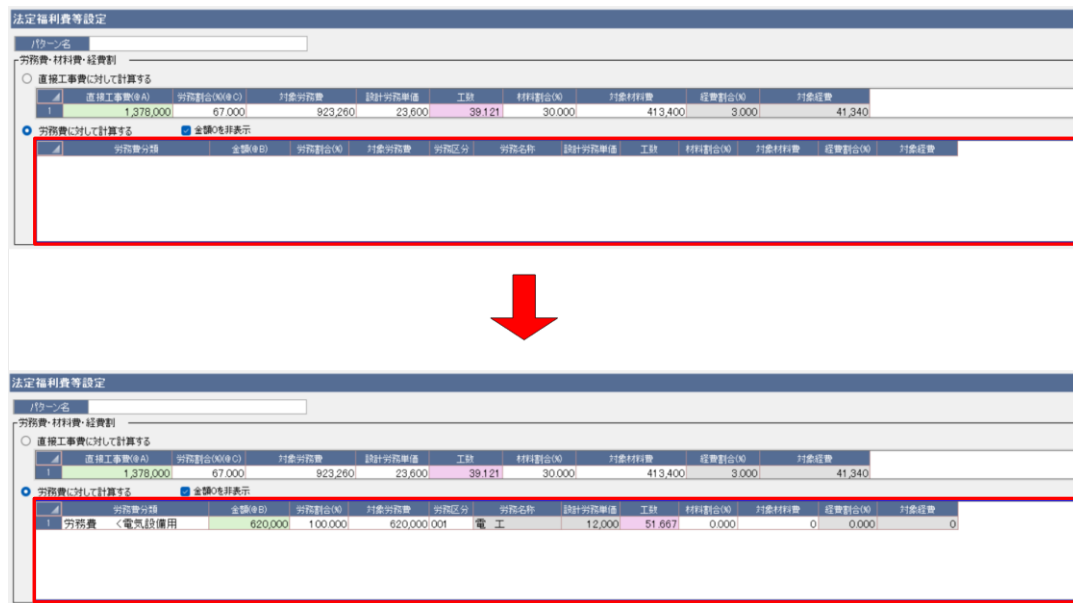
ステップ 2．大分類名マスタに区分が追加されました。



ステップ 3 . [F1 参照]から区分を選択します。

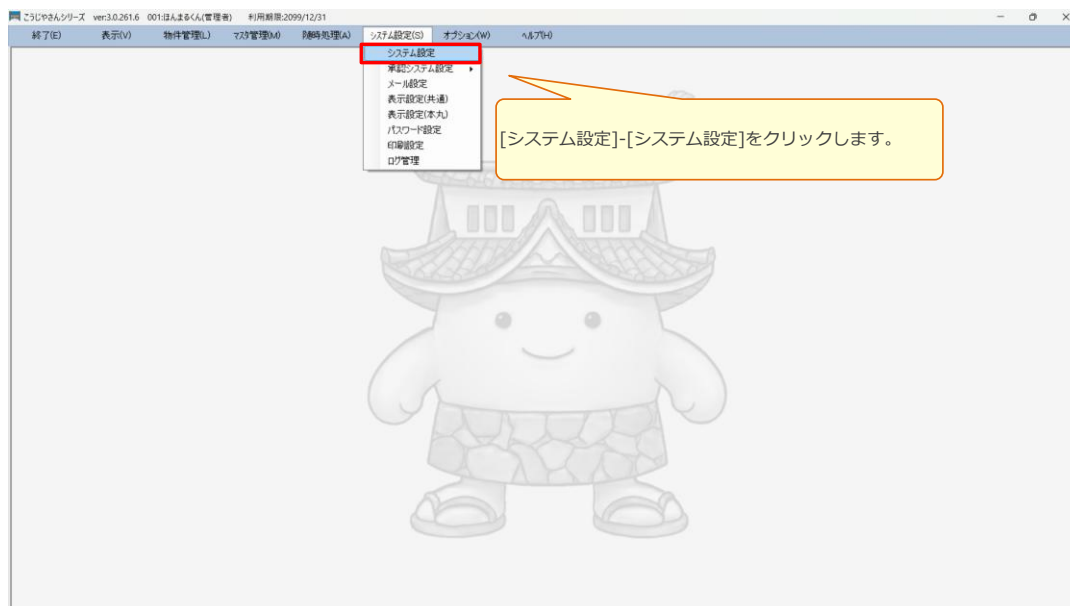


ステップ 4 . 区分を「労務」として設定した分類が、法定福利費画面で労務費として集計されます。

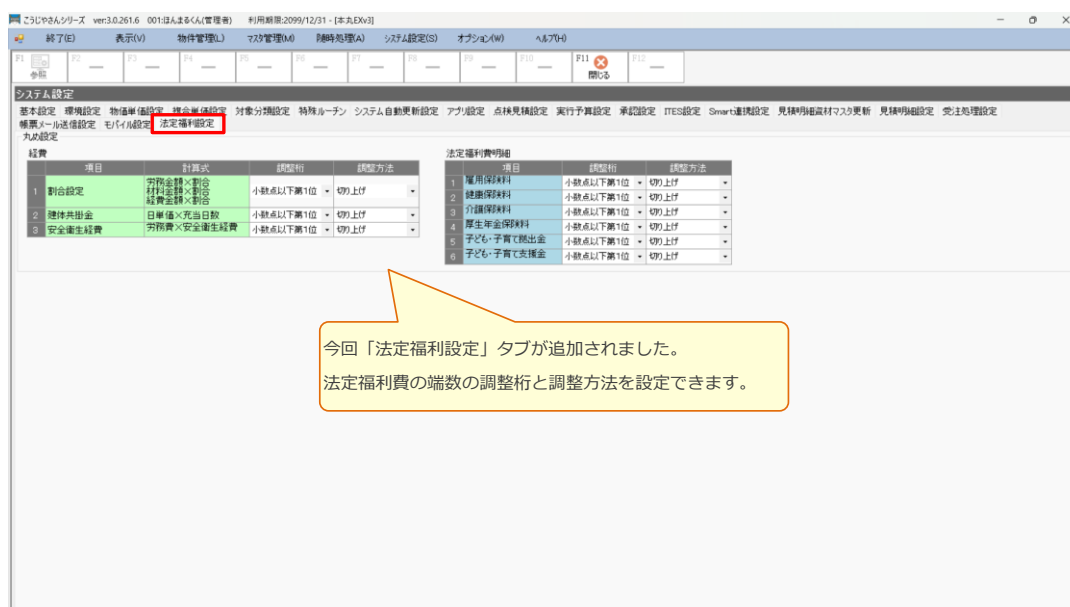


1.2：法定福利費の端数調整

ステップ 1．[システム設定]-[システム設定]をクリックします。



ステップ 2．法定福利費の端数の調整桁と調整方法を設定できます。



2：法定福利費機能の入力手順

ステップ 1．総括画面か表紙画面で[F7 法定福利費]を選択します。

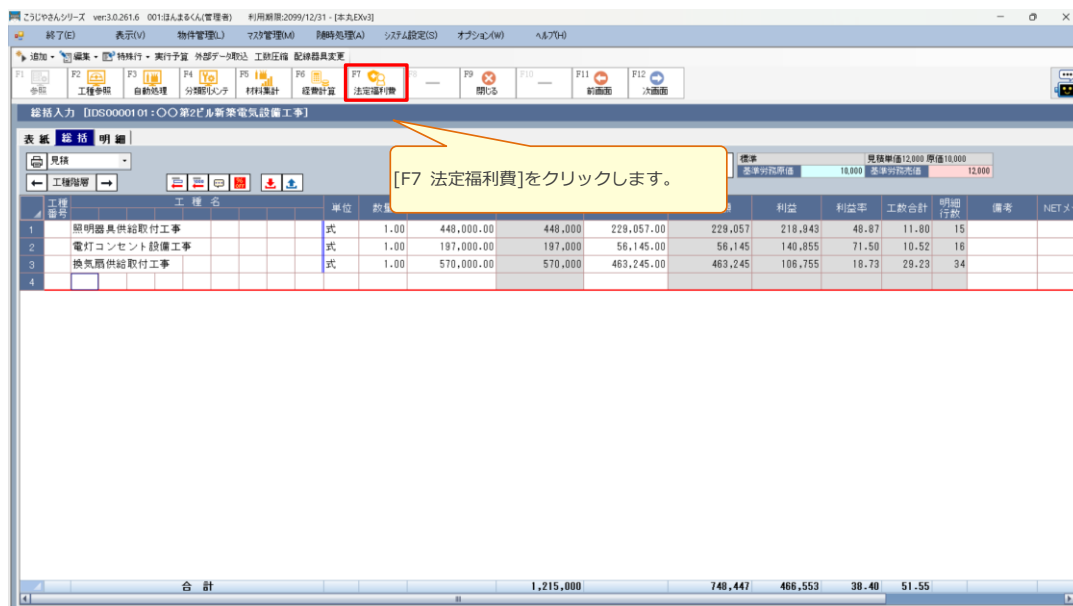
法定福利費は、総括画面と表紙画面のそれぞれから入力できますが、
入力した画面によって見積金額への反映方法が異なります。

【総括画面から入力した場合】

法定福利費を「見積額とは別途計上する」または「見積額に含める」から選択できます。

【表紙画面から入力した場合】

入力した法定福利費は「備考 1～5」に反映され、見積金額には反映されません。



ステップ 2. 「直接工事費に対して計算する」か「労務費に対して計算する」を選択します。

法定福利費等設定

物件名: サンプル

計算対象: 労務費・材料費・経費割

☒ 直接工事費に対して計算する

☐ 労務費に対して計算する

金額: 1,378,000 (労務費) 67,000 (材料費) 923,260 (経費割) 23,800 (工数) 39,121 (材料割) 30,000 (労務割) 413,400 (経費割) 9,000 (労務割) 41,340 (材料割)

まず、「直接工事費に対して計算する」か「労務費に対して計算する」かを選択します。

法定福利費明細

法定福利費明細	料率(N)	法定福利費
1 雇用保険料	1.050	6,510
2 健康保険料	4.890	30,318
3 介護保険料	0.810	5,022
4 厚生年金保険料	9.150	56,730
5 子ども・子育て支出金	0.360	2,232
6 子ども・子育て支援金	0.115	713
合計	16.375	101,525

安全衛生経費

安全衛生経費率(N) 2.000

安全衛生経費率(N) 0.500

見積書・総括表への記載

☒ 見積書には新設計上する

☐ 見積書に含める

☐ 工種名のみにセットする(金額欄へ金額をセットしない)

☒ 法定福利費の明細を印刷する

☐ 明細に料率を追記する

☐ 原簿を発生させる

割合 0.000

表示: 現場管理費 現場管理費

表示: 法定福利費 法定福利費(%) 事業主負担率(%)

表示: 法定福利費 法定福利費(%) 事業主負担率(%)

表示: 安全衛生経費 安全衛生経費(%)

表示: 安全衛生経費 安全衛生経費(%)

合計 1,378,000 858,974 519,026 37.67 51.55

ステップ 3. 「直接工事費に対して計算する」を選択した場合、各項目を設定します。

労務割合または対象労務費のどちらかを入力し、

設計労務単価を入力すると、工数が算出されます。

また、労務割合と材料割合の合計が 100%以内となるように調整してください。

残りの割合は経費割合として自動で調整されます。

※労務割合と材料割合の合計が 100%を超えるとエラーとなり、次の画面へ進めません。

法定福利費等設定

物件名: サンプル

計算対象: 労務費・材料費・経費割

☐ 直接工事費に対して計算する

☒ 労務費に対して計算する

金額: 923,260 (労務費) 67,000 (材料費) 12,800 (経費割) 130,395 (工数) 39,121 (材料割) 30,000 (労務割) 413,400 (経費割) 9,000 (労務割) 41,340 (材料割)

労務割合または対象労務費のどちらかを入力し、設計労務単価を設定すると、工数が算出されます。

法定福利費明細

法定福利費明細	料率(N)	法定福利費
1 雇用保険料	1.050	9,695
2 健康保険料	4.890	45,148
3 介護保険料	0.810	7,479
4 厚生年金保険料	9.150	84,479
5 子ども・子育て支出金	0.360	3,324
6 子ども・子育て支援金	0.115	1,062
合計	16.375	151,187

安全衛生経費

安全衛生経費率(N) 2.000

安全衛生経費率(N) 0.500

見積書・総括表への記載

☒ 見積書には新設計上する

☐ 見積書に含める

☐ 工種名のみにセットする(金額欄へ金額をセットしない)

☒ 法定福利費の明細を印刷する

☐ 明細に料率を追記する

☐ 原簿を発生させる

割合 0.000

表示: 現場管理費 現場管理費

表示: 法定福利費 法定福利費(%) 事業主負担率(%)

表示: 法定福利費 法定福利費(%) 事業主負担率(%)

表示: 安全衛生経費 安全衛生経費(%)

表示: 安全衛生経費 安全衛生経費(%)

合計 1,378,000 858,974 519,026 37.67 51.55

ステップ 4. 「労務費に対して計算する」を選択した場合、労務区分を選択します。

労務区分を選択した状態で、
[F1 参照]をクリックします。

ステップ 5. 労務区分を選択します。

該当の労務区分を選択して、ダブルクリックか、
[F12 実行]をクリックします。

ステップ 8．法定福利費の明細ごとの金額を確認します。

法定福利費の各項目の料率は、手入力で編集できます。

健康保険料率は加入している健康保険等によって異なるため、

最新の料率をご確認の上、入力してください。

法定福利費等設定

労務費・材料費・経費割

法定福利費明細

法定福利費明細	料率(%)	法定福利費(円)
雇用保険料	1.050	4,510
健康保険料	4.890	30,318
介護保険料	0.810	5,022
厚生年金保険料	9.150	58,730
子ども・子育て関連給付金	0.360	2,292
子ども・子育て支援給付金	0.115	713
合計		101,525

労務費から法定福利費の内訳金額が算出されます。

ステップ 9．建退共掛金の金額を確認します。

法定福利費等設定

労務費・材料費・経費割

建退共掛金

建退共掛金	建退共掛金(円)
建退共掛金	320
元請等が証紙等購入	52

建退共掛金は「320円 × 充当日数(工数)」で自動計算されます。

「元請等が証紙等購入」にチェックを入れると、建退共掛金は自動的に0円となります。

ステップ 10．安全衛生経費の金額を確認します。

安全衛生経費は、「積上分を利用」と「率計算分を利用」のチェックにより、算出方法を選択できます。
それぞれ単独で利用できるほか、両方を利用して算出することもできます。

【「積上分を利用」のみチェックを入れた場合】
登録した安全衛生経費の積上げ金額を計上します。

【「率計算分を利用」のみチェックを入れた場合】
設定した安全衛生経費率をもとに金額を算出します。

【両方にチェックを入れた場合】
積上分と率計算分を合算して計上します。

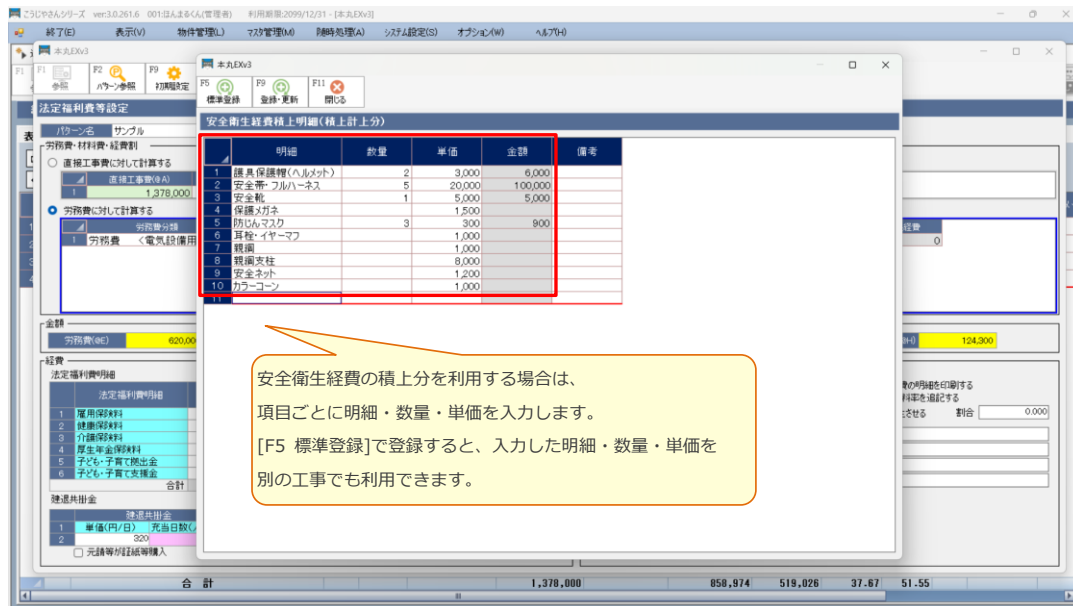
項目	金額(円)
労務費(労務費(円) - 電気設備用)	620,000
材料費	712,338
経費	45,662
法定福利費(労務費(円) - 電気設備用)	101,525
法定福利費(材料費)	16,640
安全衛生経費(率計算分)	124,300

ステップ 11．積上分を利用する場合、安全衛生経費積上分の入力をします。

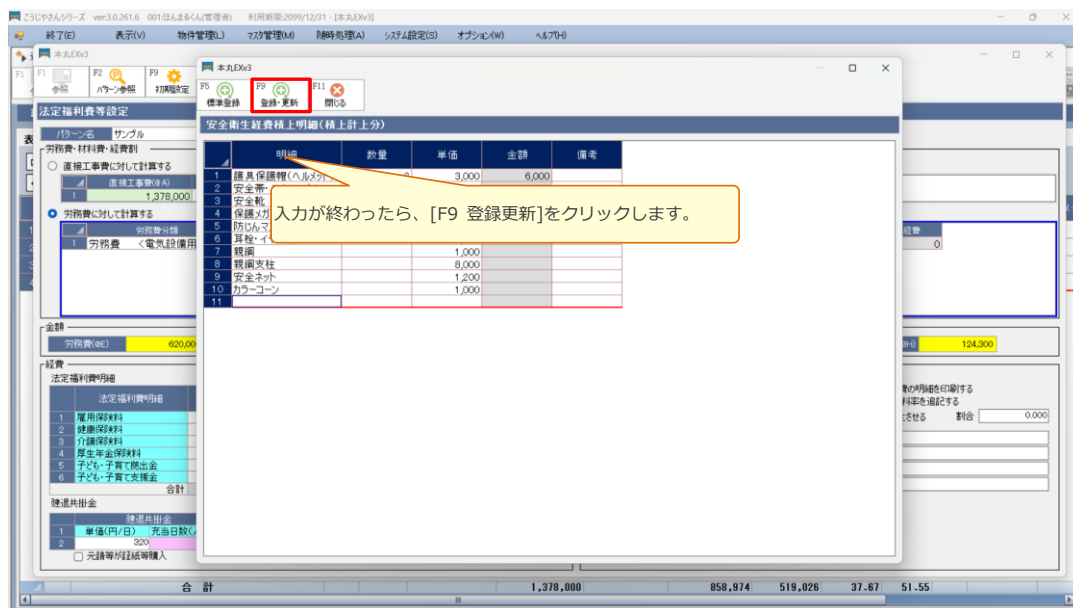
安全衛生経費の積上分を入力する場合、
「積上計算」をクリックします。

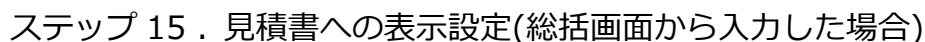
項目	金額(円)
労務費(労務費(円) - 電気設備用)	620,000
材料費	712,338
経費	45,662
法定福利費(労務費(円) - 電気設備用)	101,525
法定福利費(材料費)	16,640
安全衛生経費(率計算分)	124,300

ステップ 12．安全衛生経費積上分の項目を入力します。



ステップ 13．積上分の入力が終わったら、[F9 登録更新]をクリックします。





ステップ 16 . 見積書への表示設定(表紙画面から入力した場合)

算出した法定福利費・建退共掛金・安全衛生経費を、見積書に表示するための設定を行います。

見積書に法定福利費の金額と料率を記載する場合は、@から始まるパラメータを使用できます。

例えば、「@D」を入力すると料率の合計が、「@F」を入力すると法定福利費の金額が表示されます。

見積書・経括表への記載

備考1 事業主負担負担率(@D)に於し、法定福利費は(@F)円です。

備考2 建退共掛け金(@D)です。

備考3 安全衛生経費は(@H)円です。

備考4

備考5 ※備考は上書きされます

ステップ 17 . [F2 パターン参照]をクリックして、入力した内容を登録します。

必要な項目をすべて入力したら、[F2 パターン参照]をクリックして、パターンの登録を行います。

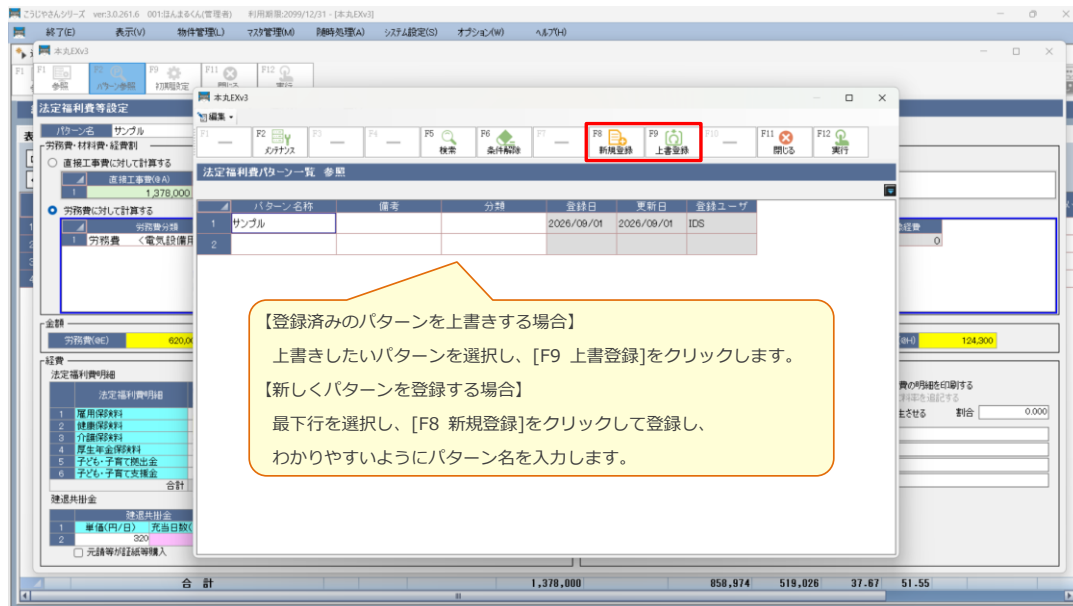
登録した内容は、次回以降の見積作成時に利用できます。

見積書・経括表への記載

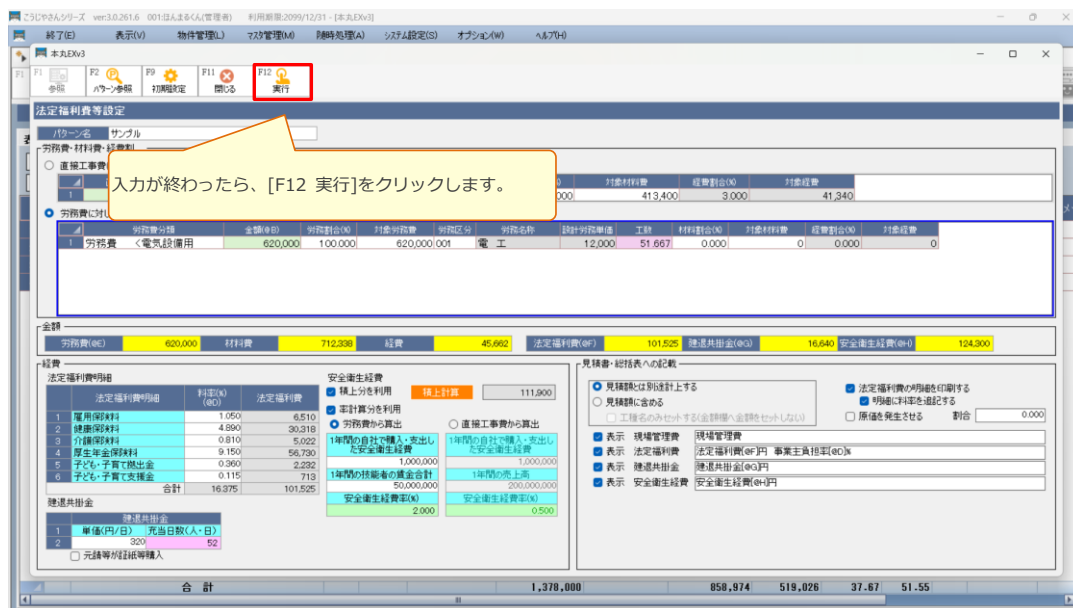
○ 見積額には別添付する
○ 見積額に定める
○ 工種名のみにセット(金額欄へ金額をセットしない)

■ 表示 現場管理費
■ 表示 法定福利費 法定福利費(@F)円 事業主負担率(@D)%
■ 表示 建退共掛金 建退共掛金(@D)円
■ 表示 安全衛生経費 安全衛生経費(@H)円

ステップ 18．新規登録または上書登録をします。



ステップ 19．入力が終わったら、[F12 実行]をクリックします。



ステップ 20．総括画面から入力した場合、算出した法定福利費が工種の階層ごとに反映されます。

総括画面から法定福利費を算出した場合、
算出した法定福利費が工種の階層ごとに反映されます。

ステップ 21．表紙画面から入力した場合、算出した法定福利費が見積書の備考 1～5 に反映されます。

表紙画面から法定福利費を算出した場合
算出した法定福利費が見積書の備考 1～5 に反映されます。

ステップ 22．今回の改正に対応した新しい見積書のテンプレートを追加しました。

今回追加された「見積書(法定福利内訳付 A4 横)」では、従来の見積書の内容に加えて、法定福利費の内訳、建退共掛金、安全衛生経費を明記できるようになりました。

プレビュー

1 / 7 90 %

御 見 積 書

見積書 No. 1000000100
2020年 4月10日

〇〇工商店 御中
下記の通り見積書を作成いたします。

石田データサービス株式会社
〒730-0053
広島県広島市中区立町2-30
TEL : (082) 520-1234
FAX : (082) 520-1235

御見積金額 (税込) ¥1,515,000 -
※ 消費税 113,000 -

工事名 〇〇某ビル新築電気設備工事

施工場所 〇〇某ビル
工期開始 〇〇年〇〇月〇〇日
完工条件 有効期限

専業主夫掛金率 [16.875] に対し、法定福利費は [81,874] 円です。
建退共掛金は [15,040] 円です。
安全衛生経費は [129,080] 円です。

見積金額合計内訳		法定福利費内訳	
項目	金額 (税別)	項目	金額 (税別)
材料費	774,000	雇用保険料	1,050
労務費	569,000	健康保険料	4,800
雑費	0	介護保険料	0,810
法定福利費専業主夫掛金	81,874	厚生年金保険料	0,150
建退共掛金	15,040	子ども・子育て関連金	0,800
安全衛生経費	129,080	子ども・子育て支援金	0,115
合 計	1,578,000	合 計	91,874

Sheet1 | A4 (210x297mm) | 横

3：複合単価の事前準備

ステップ 1．複合単価の変更点

公共工事の積算基準の改定に伴い、複合単価の「その他費」が「諸経費」に変更され、計算方法が見直されました。

国土交通省

①専門工事業者等の諸経費の率の見直し

○専門工事業者等の諸経費の率

率を乗ずる標準歩掛りの対象	率
労務費(労)	42～52%
材料費、消耗材料費等(労以外)	9～13%

労務については、
【設計労務単価】×【歩掛りの所要量】×【(労)の諸経費の率】
により諸経費を算出

材料等については、
【材料等の単価】×【歩掛りの所要量】×【(労以外)の諸経費の率】
により諸経費を算出

○歩掛りの表の例（型枠の場合）

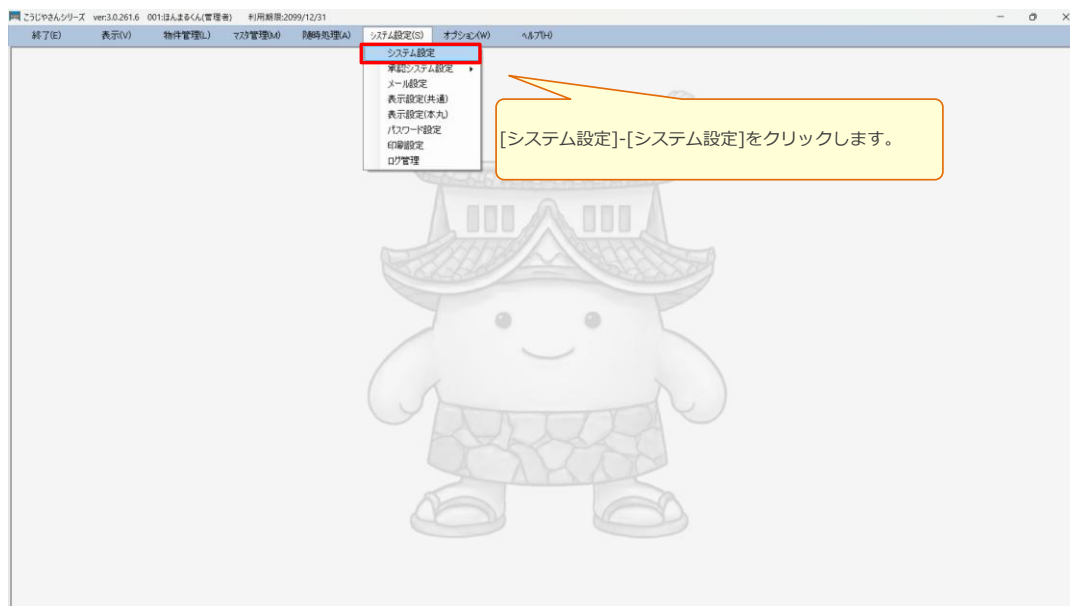
普通合板型枠（ラーメン構造 地上軸部 階高3.5～4.0m程度）					(1m ² 当たり)
名称	摘要	単位	所要量	率を乗ずる歩掛りの区分	備考
合板（表面加工品）	型枠用 900×1,800×12t	m ²	1.08	労以外	25%
型枠工		人	0.15	労	
普通作業員		人	0.02	労	
補助材（構成材）		式	1	労以外	(労+材)×20%
諸経費		式	1	—	

(注) 1. 備考欄の数値は、1現場当たり損料率を示す。
2. コンクリート打設時の型枠点検及び保守を含む。
3. 補助材には、さん材、角材、緊張材、支保材（補助サポート含）、はく離剤、簡易な目地棒（水切り目地等）・面木（打放し）を含む（目地棒（化粧目地、打継目地、誘発目地）、大面木は含まない）。
4. 歩掛には、工場加工及び現場加工並びに現場施工を含む。

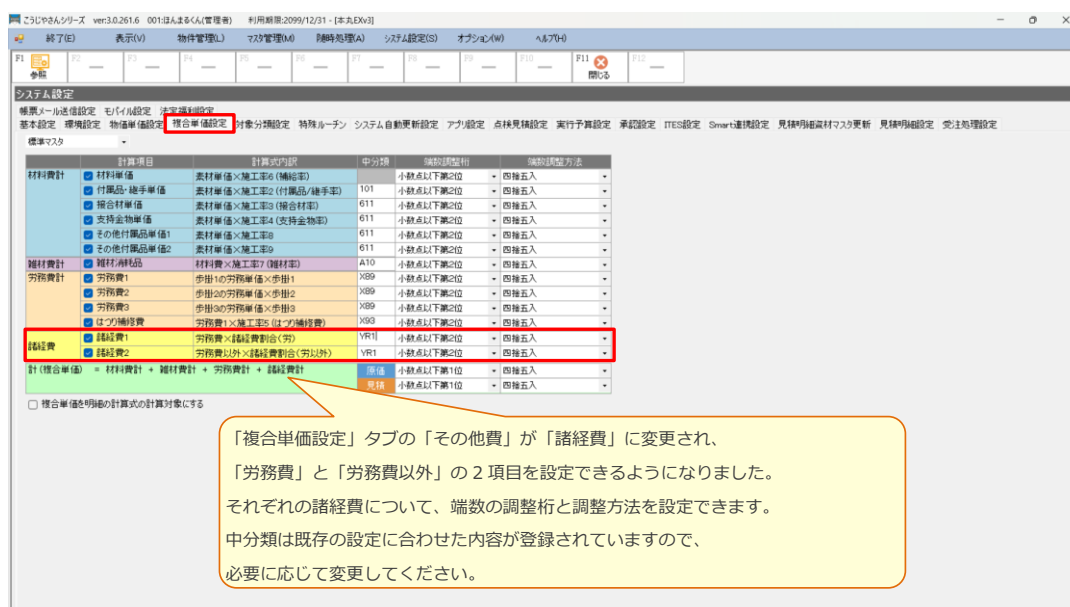
合計して、専門工事業者等の諸経費を算出

3.1：複合単価の端数調整

ステップ 1．[システム設定]-[システム設定]をクリックします。

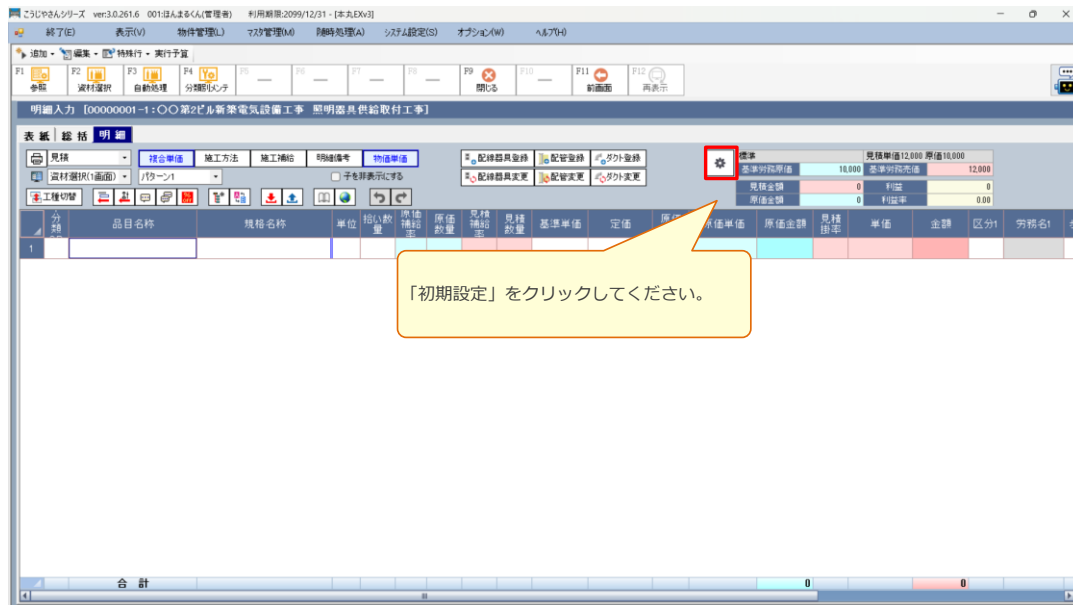


ステップ 2．複合単価の端数の調整桁と調整方法を設定できます。



4：複合単価の変更点

ステップ 1．「初期設定」をクリックしてください。



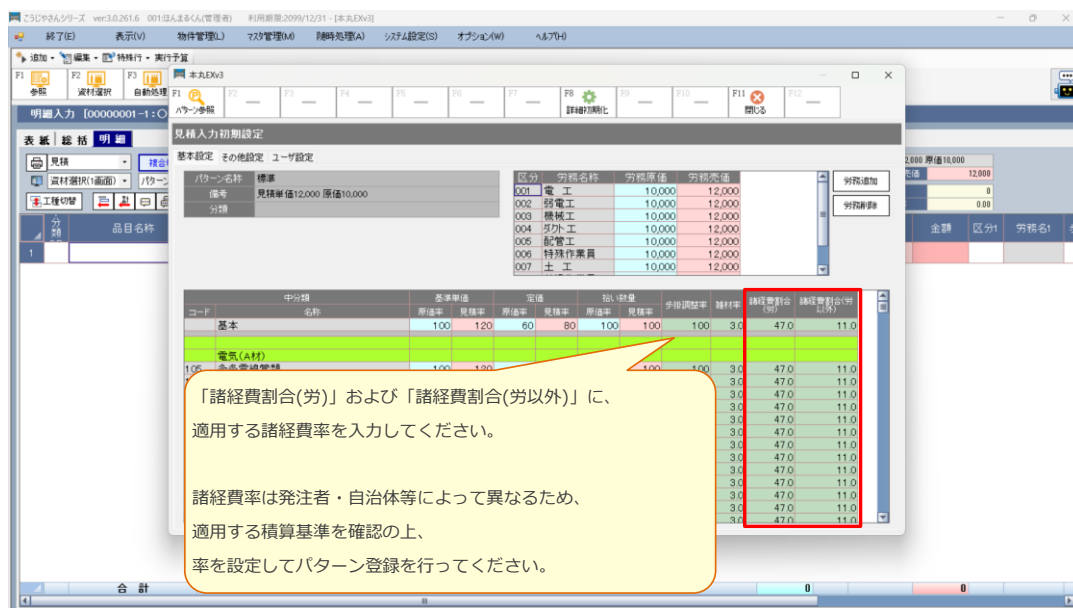
ステップ 2．複合単価計算率の初期設定を変更します。

新規導入時は、「諸経費割合（労）」に 47%、

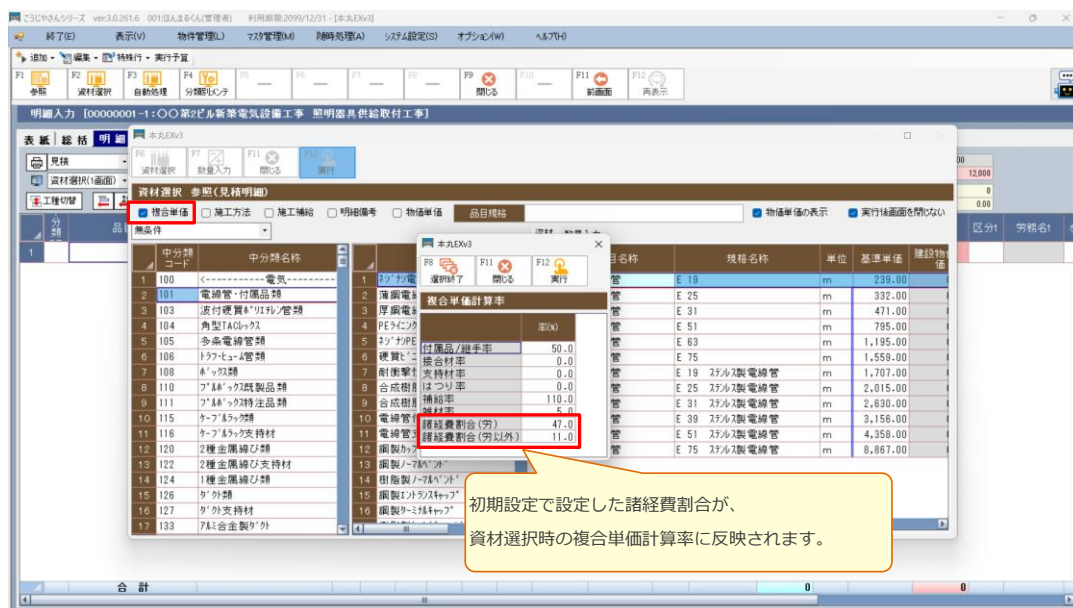
「諸経費割合（労以外）」に 11%が設定されています。

既に本丸をご使用のお客様は、「諸経費割合（労）」に従来の「その他率」が引き継がれ、

「諸経費割合（労以外）」は 0%となるため、設定が必要です。



ステップ 3 . 複合単価計算率に「諸経費割合(労)」と「諸経費割合(労以外)」を追加しました。



ステップ 4 . 複合単価計算書に諸経費が出るように変更しました。

